

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「、第 68 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」を削り、同表 2 の項中「、第 68 条の 6 9 第 3 項第 7 号ロ」を削り、同表 4 の項中「、第 38 条の 5 第 9 項又は第 39 条の 9 8 第 9 項」を「又は第 38 条の 5 第 9 項」に改め、同表 5 の項中「、第 38 条の 5 第 10 項第 4 号又は第 39 条の 9 8 第 10 項第 2 号」を「又は第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

別表第 6 の 1 の項事務の欄中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「又は 5 の項」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>48,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>ア 区分所有住宅(長期優良住宅促進法第5条第1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。)</p> <p>(ア) 総住戸数(1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)が1戸から5戸までのもの 125,000円</p> |
|---|

- (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
199,000円
- (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
395,000円
- (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
708,000円
- (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの
1,216,000円
- (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの
2,250,000円
- (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの
3,215,000円
- (ク) 総住戸数が301戸以上のもの
3,943,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額

別表第6の2の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 71,000円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅
 - ア 区分所有住宅
 - (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの
187,000円
 - (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
299,000円
 - (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
593,000円
 - (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
1,062,000円

- (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 1,825,000円
 - (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 3,377,000円
 - (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 4,826,000円
 - (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 5,918,000円
- イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の3の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 15,000円
 - (2) 一戸建ての住宅以外の住宅
- ア 区分所有住宅
- (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 26,000円
 - (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 43,000円
 - (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 70,000円
 - (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 112,000円
 - (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 170,000円
 - (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 288,000円
 - (キ) 総住戸数が201戸から300戸まで

のもの 364,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの
413,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の4の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 22,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅

ア 区分所有住宅

(ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの
39,000円

(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
63,000円

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
105,000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
167,000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの
255,000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの
432,000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの
547,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの
621,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の5の項を削り、同表6の項中「8の項又は10の項」を「7の項」に改

め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「9の項」を「8の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項を削り、同表11の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項を同表9の項とし、同表12の項中「認定計画実施者の」を削り、同項を同表10の項とし、同表に次のように加える。

11	長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率特例許可の申請手数料	160,000円
----	---	---------------	----------

別表第6備考第1項中「共同住宅等」を「区分所有住宅以外の住宅」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

別表第6備考第6項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第4項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に、「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。
- 4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書であって、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画に係る変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定及び地位の承継の承認に係る手数料については、この条例による改正後の別表第6及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提出理由)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料の規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。